

第 1 4 7 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 5 年 5 月 1 8 日 (木) 午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 5 年 5 月 1 8 日 (木) 午後 1 時 5 3 分
- 3 閉会の日時 令和 5 年 5 月 1 8 日 (木) 午後 2 時 5 9 分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町 5 番 6 号 岡山市勤労者福祉センター 4 階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席, 欠席の別
出席 1 5 名 欠席 2 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	1 0	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	1 2	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	1 3	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	出席	1 4	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	欠席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	1 6	信定 知福	欠席
8	河田 敬司	出席	1 7	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

- 6 事務局出席者
事務局：担当局長 佐古 和之
総務・農政担当課長 菱川 真輔 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
担当課長補佐 逢坂 篤之 農地担当係長 田尾 和宏

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 (4) 転用事業計画変更承認申請について
 (5) 農地法第 1 8 条第 1 項の規定に基づく許可申請について
 (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
 (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定及び転貸)
 (8) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について
 (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
 (5) 農地改良届について

第 2 号議案 農政関係等について

- (1) 報告事項
- (2) 耕作放棄地再生作業の事務手続きについて

(3) 令和5年度の活動計画について

(4) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 8番 河田 敬司 10番 久山 優

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第147回総会を開会します。(あいさつ)

議事録署名委員を指名します。8番 河田委員, 10番 久山委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局, 訂正等あればお願いします。

田尾係長 議案の訂正があります。本日お配りした正誤表をご覧ください。

申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について、南区の5ページ35番が取下げになっています。

その他の訂正の詳細については、説明を省かせていただきます。

なお、先月許可の議決のあった転用案件のうち、北区大安寺南町二丁目で診療所を目的とする転用の案件は、面積が3,000㎡を超えていましたので、4月28日の県農業会議に諮問し、許可適当との答申がありましたことをご報告します。ただし、本件は同時申請の開発許可を待っているところです。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案, 農地関係申請等について、を上程します。

申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 1ページ1番, 受人は芳賀に居住し、約1.4haの農地を耕作する農業者で、増反により芳賀の畑に15年間賃借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番, 受人は弓之町に居住し、世帯で約55aの農地を耕作する農業者で、経営移譲により中原の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

3番, 受人は中原に居住し、約1.1haの農地を耕作する農業者で、増反により中原の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番, 受人は田益に居住し、約14aの農地を耕作する農業者で、増反により田益の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番, 受人は辛川市場に居住し、新規農により檜津の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

6番, 受人は富原に居住し、約1haの農地を耕作する農業者で、増反により富原の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

7番, 受人は佐山に居住し, 約69aの農地を耕作する農業者で, 増反により佐山の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

8番, 受人は芳賀に居住し, 約1.8haの農地を耕作する農業者で, 増反により芳賀の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

9番及び10番は同時申請のため, まとめて説明します。

9番及び10番の受人は久米に居住し, 約28aの農地を耕作する農業者で, 増反により菅野の田に30年間使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

11番, 受人らは中区八幡, 北区牟佐, 北区天瀬に居住し, 親子関係にある5名ですが, 受贈により牟佐の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

2ページ12番, 受人は尾上に居住し, 新規農により檜津の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

議長

中・中央地区協議会の意見を踏まえて, 協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

秋山委員

中・中央地区協議会で, 1番から12番までの12件について協議したところ, 事務局の説明のとおりで, いずれも許可意見としており, 農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん, 何かご意見がありますか。

全員

異議なし。

議長

次に, 北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長

13番, 受人は河原に居住し, 世帯で約60aの農地を耕作する農業者で, 増反により河原の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番, 受人は川入に居住し, 世帯で約57aの農地を耕作するパート兼農業者で, 受贈により川入の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番, 受人は倉敷市栗坂に居住し, 新規農により撫川の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番, 受人は東山内に居住し, 世帯で約82aの農地を耕作する農業者で, 増反により高松の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は下足守に居住し、世帯で約1.8haの農地を耕作する農業者で、借入地の取得により下足守の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は足守に居住し、世帯で約5.8haの農地を耕作する会社員兼農業者で、増反により下足守の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長

北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小橋委員

北・吉備地区協議会で、13番から18番までの6件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員

異議なし。

議長

次に、御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長

2ページ19番、受人は御津草生に居住し、約40a耕作する農業者で、増反により御津草生の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3ページ20番、受人は御津草生に居住し、約37a耕作する農業者で、増反により御津草生の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は埼玉県志木市に居住し、新規農により御津国ヶ原の畑を所有権移転しようとするものです。なお、受人は先月農地法5条の転用許可を受け、申請地の隣地に自宅を建築中です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、受人は御津矢知に居住し、新規農により御津矢知の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番、受人は建部町富沢に居住し、約77a耕作する農業者で、増反により建部町建部上の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

24番、受人は建部町建部上に居住し、約46a耕作する農業者で、経営移譲により建部町建部上の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

25番、受人は建部町富沢に居住し、新規農により建部町富沢の畑を所有権

移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

26番、受人は建部町角石谷に居住し、約31a耕作する農業者で、増反により建部町角石谷の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

27番、受人は建部町桜に居住し、新規農により建部町桜の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河田委員 御津・建部地区協議会で、19番から27番までの9件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

なお、6ページ41番及び42番は、12ページの申請等(4)転用事業計画変更承認申請と関連がありますので、後ほど併せて審議することとします。

逢坂課長補佐 3ページ28番、受人は古新田に居住し、世帯で約5aの農地を耕作する農業者で、増反により古新田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4ページ29番、受人は北区建部町建部上に居住する会社員兼農業者で、経営移譲により郡の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

30番と31番は交換ですので、まとめて説明します。

30番、受人は山田に居住し、世帯で約64aの農地を耕作する農業者で、31番の申請地との交換により、妹尾の田を所有権移転しようとするものです。

31番、受人は妹尾に居住し、世帯で約92aの農地を耕作する農業者で、30番の申請地との交換により、山田の田を所有権移転しようとするものです。

それぞれ取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

32番、受人は藤田に居住し、世帯で約12.3haの農地を耕作する農業者で、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

33番、受人は妹尾に居住し、世帯で約45aの農地を耕作する自営業兼農業者で、増反により妹尾の田を所有権移転するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

34番、受人は三浜町一丁目に居住し、世帯で約1.3haの農地を耕作する農業者兼法人役員で、増反により阿津の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5ページ35番は取下げです。

36番から39番までは、受人が同一のため、まとめて説明します。

受人は芳泉四丁目に居住し、新規農により浦安西町の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

40番、受人は川張に居住し、新規農により川張の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、取下げの35番を除く、28番から40番までの12件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、申請等(1)の中・中央地区1番から南区40番までについては、取下げの南区35番を除く39件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 7ページ1番、本件は令和5年3月30日付農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は北長瀬本町の借家に妻と子ども3人の5人で生活しており、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、生活環境が変わらず申請人の実家にも近い所有する申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 彼の委員さん、何かご意見がありますか。
全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。
田 尾 係 長 7 ページ 2 番，転用目的は墓地です。
申請人は御津河内に居住し約 1 2 1 . 8 a 耕作する農業者ですが，現在の墓地は荒れた山道を登った山腹にあり，お参りや参道の補修等維持管理が困難な状況であることから，申請人の所有地であり自宅に近い申請地に墓地を移転しようとするものです。
農地区分は，農地の広がりか 1 0 h a 未満の 2 種農地と判断され，転用目的は問題ないと考えます。また，転用面積，被害防除計画など，一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて，協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
河 田 委 員 御津・建部地区協議会で，2 番について協議したところ，事務局説明のとおりで，許可意見としており，農業委員としても同様の意見です。

議 長 彼の委員さん、何かご意見がありますか。
全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。
逢 坂 課 長 補 佐 7 ページ 3 番，転用目的は，農業用露天資材置場です。
申請人は，北区平田に事務所を置く農地所有適格法人で，農業用露天資材置場（飼料用作物置場）が不足しているため，現在の耕作地に隣接する申請地を農業用露天資材置場（飼料用作物置場）として転用しようとするものです。
農地区分は，農用地ですが，農用地利用計画に指定された用途であることから，例外的に許可が可能で。また，転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて，協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
賀 門 委 員 南区協議会で，3 番について協議したところ，事務局説明のとおりで，許可意見としており，農業委員としても同様の意見です。

議 長 彼の委員さん、何かご意見がありますか。
全 員 異議なし。

議 長 それでは，申請等（2）は，中・中央地区 1 番から南区 3 番までの 3 件ですが，いずれも許可と決定してよろしいか。
全 員 異議なし。

議 長 それでは，そのように決定いたします。
議 長 次に，申請等（3）農地法第 5 条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。
中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田 尾 係 長 8 ページ 1 番，本件は令和 5 年 3 月 3 0 日付農振除外済案件です。転用目的は，露天駐車場で，現在一時転用中です。
申請人は，北区西長瀬に事務所を置き主に警備請負業を行う法人です。
現在，申請地は令和 2 年 6 月 1 8 日付の許可を受け申請地に賃借権を設定し，露天駐車場として 3 年間使用していましたが，従業員用駐車場として引き

続き使用するため、本社から近い立地にある申請地を永久転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番及び3番は同時申請のため、まとめて説明します。

2番及び3番はいずれも令和5年3月30日付農振除外済案件で、転用目的はいずれも自己専用住宅です。

2番、申請人らは南区西市の借家に申請人ら2人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人(夫)の経営する店舗の移転先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

3番、申請人らは下伊福上町の申請人(夫)の実家に申請人らと子どもと申請人(夫)の両親と兄の6人で生活しており、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現居住地には両親と兄が引き続き居住します。

いずれも農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、本件は令和4年10月19日付農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは田益の申請人(妻)の実家に申請人らと子ども2人と申請人(妻)の両親の6人で生活しており、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、実家に近く、妻の父が所有する申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現居住地には両親が引き続き居住します。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、本件は令和5年3月30日付農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは中区乙多見の借家に申請人と妻の2人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人の祖母所有で実家に近い申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番及び7番は同時申請のため、まとめて説明します。

転用目的は、いずれも自己専用住宅です。

6番、申請人は南区東睦の借家に申請人と妻の2人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人の妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人は津高の借家に申請人と妻の2人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、現居住地に近く、申請人の妻の勤務先にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9ページ8番、本件は令和5年3月30日付農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは南区箕島の借家に申請人と子どもの3人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番から8番までの8件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

田尾係長 9番、転用目的は農業用道路で、永久転用を目的とした一時転用です。

申請人は総社市に本社を置き製造業を営む法人です。申請地周辺で開発工事を行っており、その工事の関係で道路が一部通行止めになりますが、通行できる既存の道路は、曲がり角が鋭角で農地への通行が困難となるため、申請地に使用貸借権を設定し、農業用道路を新設することで、農地への通行を容易にするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、9番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 10番、転用目的は宿泊施設兼体験工房、露天駐車場です。

申請人は京都市山科区にて主に手工鍛造による伝統工芸の製造、販売及び施工を行う法人ですが、この度新規事業として、鍛冶技術の体験型観光で鍛冶のファンの拡大と後継者育成、旅館業の運営を計画し、岡山県の中央に位置し交通の利便性の良い地域であること等からこの場所を選定しました。既存の

非農地にある古民家を再生利用するだけでは不足するため、隣接する申請地の所有権を移転し、宿泊施設兼体験工房、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、本件は令和3年10月15日付農振除外済案件で、転用目的は木工所です。

申請人は建部町吉田の借家にて木工家具の製作をしていますが、創作活動を行うには手狭となってきたこと、作業場が自宅から離れているため不便であることから、自宅に隣接する申請地の所有権を移転し、木工所を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は乾燥調製施設、水稻育苗場です。

申請人は建部町吉田に事務所を置き約301a耕作する農事組合法人ですが、耕作面積の拡大により、現在の設備では処理能力が不足することから、事務所及び圃場に近い申請地に使用貸借権を設定し、乾燥調製施設、水稻育苗場として転用しようとするものです。

なお、申請地は中山間総合整備事業ほ場整備吉田工区の事業着工後換地処分前ですが、異種目換地事前指定地に代わるべき一時利用地の指定がなされている農地の転用であるため、一時利用地の指定変更通知書の写し、異種目換地事前指定地としての指定通知書の写し、換地計画において当該一時利用地をそのまま当該一時利用地の従前の土地の換地として定める旨の確約書、転用用途が事業計画において定められた用途である旨の証明書が添付されています。

農地区分は、農用地ですが、農用地利用計画に指定された用途であることから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河田委員 御津・建部地区協議会で、10番から12番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 9ページ13番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、中区桑野の社宅に夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題

ないと考えます。

14番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、北区天瀬の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の勤務先や実家に近くなる申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500m内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、転用目的は露天資材置場で、永久転用を目的とした一時転用です。

申請人は、浦安本町に事務所を置き建設業等を営む法人ですが、従業員の駐車スペースや資材等の保管場所が不足しているため、申請地に賃借権を設定し、露天資材置場として転用するものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用で農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、北区撫川の借家に夫婦と子供2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10ページ17番、本件は令和4年10月19日付農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、中畦の親族所有の住宅に家族4人で生活していますが、高齢になった両親の住まいの近くに移り住み農業を引き継ぐため、実家に近い、父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅で、父の所有地で他に代替地もないため、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番と19番は同じ地域ですので併せて説明します。転用目的は、いずれも自己専用住宅です。

18番、申請人は大福の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の勤務先に近く現居住地にも近い、生活環境の変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人は藤田の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の勤務先に近くなる申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、転用目的は、露天資材置場で、永久転用を目的とした一時転用です。

申請人は、小串に事務所を置き土木建設業を営む法人ですが、資材等の保管場所が不足しているため、都市計画道路の開通により交通の利便性の良い申請地に賃貸借権を設定し、露天資材置場として転用するものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番から24番までは同じ地域ですので併せて説明します。

いずれも転用目的は自己専用住宅で、令和4年10月19日付農振除外済の案件です。

21番、申請人は東区西大寺中野の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の職場や実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

22番、申請人は当新田の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の職場に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

23番、申請人は東区広谷の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の実家に近くなる申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

24番、申請人は芳泉四丁目の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の職場に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、南区役所から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、13番から24番までの12件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

議員 異議なし。

議長 それでは、申請等(3)は、1番から24番までの24件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

議員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請について及び、申請等(1)農地法3条申請41番、42番についての審議に入ります。

南区の説明をお願いします。

逢坂課長補佐 12ページ1番及び2番と、6ページ41番及び42番をご覧ください。

本件はいずれも、営農型太陽光発電設備の設置の転用と、それに伴う地上権の設定についての案件で、令和3年4月19日付で農地法第5条において転用の許可を受け、農地法第3条において地上権を設定し、事業を実施しておりました。その後、令和4年4月18日付で事業者変更の転用事業計画変更の許可を受け、実施しておりましたが、この度さらに別の法人に事業を承継するものです。継承者は、新見市に

事務所を置く法人で、以前より営農型太陽光発電に関心を持っており、引き続き申請人が転用事業を承継するものです。

本計画は営農型発電設備の設置の基準を満たして事業を実施しており、パネル下部で栽培されている水稻の収量も基準以上となっています。また、資金や被害防除計画等の一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を願います。

賀門委員 南区協議会で申請等（４）の１番及び２番、並びに申請等（１）の４１番及び４２番について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも承認・許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

議長 それでは申請等（４）の南区１番及び２番の２件については、いずれも承認、申請等（１）の南区４１番及び４２番の２件については、いずれも許可と決定してよろしいですか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に申請等（５）農地法第１８条第１項の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局から願います。

田尾係長 １３ページ１番、前回保留の案件で、申請人は賃貸人（所有者）の■■■■氏で、賃貸借契約の解約申請です。申請理由ですが賃借人は少なくとも平成２９年以降５年間は申請地を耕作しておらず、それ以前も相続後は委託による耕作か不耕作であった。賃借人に解約の意思はないが、賃借人による耕作は将来にわたって見込まれず、申請人は今後、耕作する隣接農地と一体的に利用して耕作したいため、契約を解約したいというものです。

これまで所有者側へ聴き取りを行い、借人側の権利者調査により、権利者１２名へ文書照会をし、その回答を受けて借人側は■■■■氏に聴き取りを行ったところです。

双方の主張を取りまとめたうえで、さらに調査や再聴取が必要かどうか、協議中であるため、地区協議会では保留意見となっております。

議長 協議会では保留意見ということですが、他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

議長 それでは申請等（５）については、中・中央地区の１件を保留と決定してよろしいですか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、岡山市農用地利用集積^{しゅうせき}計画の決定について、申請等（６）所有権の移転、（７）利用権の設定及び転貸^{てんたい}を一括して審議します。事務局から説明を願います。

田尾係長 今回の利用集積計画について説明します。

（６）所有権の移転は、１４ページ中・中央地区１番及び１５ページ南区１番の２件です。これは農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、１４ページ中・中央地区１番は農地の所有者から財団への所有権移転

で、15ページ南区1番は財団から耕作者への所有権移転です。

(7) 利用権の設定及び転貸は、16ページ中・中央地区1番から29ページ南区14番までの52件です。

計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっています。

議
全
議
長
員
長

ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

異議なし。

それでは、申請等(6)及び(7)の農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全
議
員
長

異議なし。

それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等(8)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

田尾係長

30ページ1番から34ページ29番までの29件で、すべて相続による所有権取得です。あっせん等の希望はありません。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議
全
議
長
員
長

ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

異議なし。

それでは、申請等(8)については、29件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全
議
員
長

異議なし。

それでは、そのように決定します。

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

田尾係長

報告(1)農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、35ページ1番から3番までの3件で、転用目的は、倉庫、露天駐車場用地1件、クリニック建物及び駐車場用地1件、露天駐車場1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、36ページ1番から8番までの8件で、転用目的は、敷地拡張1件、露天駐車場等4件、自己住宅2件、分譲住宅地1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、37ページ1番から4番までの4件で、解約理由は耕作目的3件、転用目的1件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、38ページ1番から5番までの5件で、内容は、農業用倉庫(是正)2件、通路1件、農業用倉庫2件です。

報告(5)農地改良届については、39ページ1番から6番までの6件で、内容は普通野菜畑4件、果樹園、花卉畑1件、育苗圃1件です。

議
全
議
長
員
長

これらの報告について、ご質問等がありますか。

(ありません。)

それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案を説明
(南区協議会の令和5年度の活動計画は承認された。)
議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。
事務局 次回総会予定(6月19日(月)岡山市役所7階大会議室)
職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございます。

閉会 午後2時59分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員